

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人洋洲会が開設する田中ファミリークリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の指導を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 通所リハビリテーションを行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 名 称 | 田中ファミリークリニック |
| (2) 所在地 | さいたま市岩槻区大字鹿室987-1 |
| (3) 事業単位 | 2単位 |
| 1単位目 | 通所リハビリテーション所要時間 6時間以上7時間未満 |
| 2単位目 | 通所リハビリテーション所要時間 1時間以上2時間未満 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人以上（常勤兼務）
医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- (2) 理学療法士 2人以上（常勤専従）
理学療法士は、通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。
- (3) 看護職員、介護職員 5人以上（常勤専従）
看護職員、介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護、介助及び援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、日曜、祝日、年末年始及び夏季休暇を除く)
- (2) 営業時間
- | | | |
|-------|-------------|---------------------------|
| 1 単位目 | 月・火・水・木・金・土 | 午前 8 時 30 分から 17 時まで |
| 2 単位目 | 月・火・水・金 | 午前 8 時 40 分から 19 時まで |
| | 木 | 午前 8 時 40 分から 12 時まで |
| | 土 | 午前 8 時 40 分から 15 時 30 分まで |

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は以下のとおりとする。

- 1 単位目 定員 60 人
- 2 単位目 定員 10 人

(事業の内容)

第 7 条 事業の提供にあたっては、次条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

- 2 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 医療、介護技術の進歩に対応し、適切な医療、介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 5 サービスの内容は次のとおりとする

1 単位目

- (1) 健康状態のチェック (診察・健康管理)
- (2) 個人別リハビリテーション (理学療法・作業療法・物理療法)
- (3) 日常生活動作の観察・介助
- (4) 入浴 (一般浴、機械浴)
- (5) 食事の提供
- (6) 送迎
- (7) 音楽療法・レクリエーション・手工芸他
- (8) リハビリテーションマネジメント

2 単位目

- (1) 健康状態のチェック (診察・健康管理)
- (2) 個人別リハビリテーション (理学療法・作業療法・物理療法)
- (3) 日常生活動作の観察・介助
- (4) 送迎
- (5) リハビリテーションマネジメント

(通所リハビリテーション計画の作成)

第 8 条 従業者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 上記の通所リハビリテーション計画を作成したときは、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し同意を得るものとする。
- 3 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう説明を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう説明を行う。
- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出てもらうこと。
 - (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出てもらうこと。
 - (3) 体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあること。
 - (4) 体調や急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へ連絡してもらうこと。
 - (5) 通所リハビリテーション室および付帯設備の使用上、不都合等がある場合は申し出てもらうこと。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第10条 指定通所リハビリテーションの利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護告知上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いをうけることができるものとする。
- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
 - ア 通常の実施地域から片道10キロ未満 500円
 - イ 通常の実施地域から片道10キロ以上 1,000円
 - (2) 食費（おやつ代含む食材料費、調理費） 750円 ※半日利用者は、700円
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) その他日常生活において通常必要となる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、さいたま市岩槻区、春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町の区域とする。

(虐待防止)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化)

- 第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 2 事業所において身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症の発生予防及びまん延の防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の発生予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。）

(2) 事業所における感染症の発生予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（事業所において、従業者に対し、感染症の発生予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。）

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 サービスの提供時に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師への連絡を行い、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに適切な処置を行うこととする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（医師、理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内 (2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 正当な理由なく、通所リハビリテーションの提供を拒まないものとする。また当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者と連絡を行い、又は適切な事業者を紹介することとする。

5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査意見会に配慮して通所リハビリテーションを提供する。

- 7 利用者からの相談又は苦情に対する相談窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 8 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 9 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

この規定は、平成14年12月19日から施行する。

この規定は、平成15年04月01日から施行する。

この規定は、平成15年11月01日から施行する。

この規定は、平成17年10月01日から施行する。

この規定は、平成25年04月22日から施行する。

この規定は、平成25年05月01日から施行する。

この規定は、平成26年07月01日から施行する。

この規定は、平成27年08月01日から施行する。

この規定は、平成28年10月01日から施行する。

この規定は、平成30年04月01日から施行する。

この規定は、令和元年10月01日から施行する。

この規定は、令和6年04月01日から施行する。

この規定は、令和7年05月01日から施行する。